

熊本県公報

第 1 1 3 5 2 号
平成 17 年 12 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定.....(森林保全課)	1
○保安林の指定.....(")	1
○字の区域の変更.....(市町村総室)	2
○道路の供用開始.....(道路総務課)	2
○ ".....(")	2
公 告	
○特別非営利活動法人の設立認証申請.....(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	3
○ ".....(")	3
○ ".....(")	3
○ ".....(")	4
○ ".....(")	4
○ ".....(")	4
○ ".....(")	5
○ ".....(")	5
○ ".....(")	5
○ ".....(")	6
○ ".....(")	6
○開発行為工事完了.....(建 築 課)	6
○ ".....(")	6
○道路の位置指定.....(")	6
○ ".....(")	7
○ ".....(")	7
○ ".....(")	7
○ ".....(")	7
○定款変更認可.....(農村計画課)	8
登 載 依 頼	
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程.....(企 業 局)	8
○昭和 39 年 4 月 1 日電気局告示第 1 号(熊本県企業局出納取扱金融機関 の指定)の一部改正.....(")	8

告 示

熊本県告示第 1460 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市狩尾字日下 1836 の 52
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1461 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林

の指定をする。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市大畑麓町字山ノ尻 3739、3740、3742、3743、字杣藪 3810 の 1、3811、3812、3813 の 1、3813 の 2、3814、3815、3818、3818 の 3、3821、3823
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1462 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨上天草市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字	区 域	変更後の字
教良木中田	3419 の 1 の一部、3419 の 4 の一部、3466 の一部、3467 の一部、3468、3469、3470 の一部、3471 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	教良木小麦
教良木田ノ平	3574 の 1 の一部、3575 の一部、3576 の一部、3577、3578、3580、3583 の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部	教良木小麦
教良木尾崎	4666 の 2 の一部	教良木小麦
教良木小麦	3582 の 1 から 3582 の 3 までの各一部	教良木中田
教良木尾崎	4678 の 1、4678 の 2 の一部、4679 の 1、4680 の 1 及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	教良木中田
教良木丸塚	4304 から 4306 までの各一部、4309 の一部	教良木山浦
教良木尾崎	4665 の 1、4665 の 2、4666 の 1、4666 の 2 の一部	教良木田ノ平

熊本県告示第 1463 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219 号	八代市坂本町中谷は字金附石 1250 番 地先から 同字 1399 番 1 地先まで	45.4	

- 2 供用開始する期日 平成 17 年 12 月 28 日

熊本県告示第 1464 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において

一般の縦覧に供する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町山内字切閉 2308番2地先から 同字 2308番1地先まで	92.0	単 防 災
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字中原字地藏原 50番2地先から 同字 56番3地先まで	120.0	単 道 改

2 供用開始する期日 平成17年12月28日

公 告

熊本県公告第961号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成17年11月16日
- 名称
特定非営利活動法人虹の森
- 代表者の氏名
本多 清
- 主たる事務所の所在地
上益城郡御船町滝川94番1
- 定款に記載された目的
この法人は、認知症高齢者や、介護保険法に定める要介護者等の自立支援を目的とし、その家族や配偶者の負担軽減も含め通所介護、訪問介護、グループホーム小規模多機能住宅等の在宅介護を主体とした事業と、地域医療一端を担う接骨医療を行い、地域社会の福祉充実とその増進を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

熊本県公告第962号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成17年11月16日
- 名称
特定非営利活動法人阿蘇ヒューマン21の会
- 代表者の氏名
國武 誠
- 主たる事務所の所在地
阿蘇市役犬原1番地9
- 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民及び阿蘇市民に対して、福祉と人権、環境、健全育成等に関する事業を行い、地域の高齢化に伴う福祉の支援と小学校廃校による子どもたちへの援助、及び廃校跡を利用した都市部との地域間交流を行うことで、誰でもが明るく健康で過ごせる福祉と人権のまちづくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第963号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年11月18日
- 2 名称
特定非営利活動法人熊本自由学園
- 3 代表者の氏名
米澤 房朝
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目1-38
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高校中途退学者、長期欠席者、長期病気療養者等で高校卒業資格取得を望む者とその家族を支援するため、無料進路相談、広域通信制高等学校への転校紹介・手続き代行、学習指導、その他青少年の健全育成に関する支援事業を行う。また、生涯教育推進に係る活動を主催あるいは支援し、以て社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第964号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年11月21日
- 2 名称
特定非営利活動法人若鳩の会
- 3 代表者の氏名
岩村 辰雄
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市画図町重富638番138号
- 5 定款に記載された目的
この法人は地域福祉を理念に掲げ、高齢者や障害者そして子供まで、誰でもいつでも集うことが出来る場を提供し、介護を必要とする要介護者（支援）に対しては介護サービスを提供し、出来る限り住み慣れた地域で在宅生活が送れるように支援することを目的とする。

熊本県公告第965号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年12月5日
- 2 名称
NPO法人九州鳥獣保護協会
- 3 代表者の氏名
杉田 猛
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市尾ノ上一丁目43番地18号
- 5 定款に記載された目的
この法人は野生鳥獣が人間の生存基盤である自然環境の重要な要素であることを念頭に置いて、広く県民等に鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発を行い、獣医師や鳥獣の研究機関・専門家をはじめ他の民間団体及び行政機関と連携を図りながら、専門的な知識に基づき傷病鳥獣及び鳥獣の保護を行うことを目的とする。

熊本県公告第966号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年12月6日
- 2 名称
NPO法人どんぐり村

- 3 代表者の氏名
上谷 真司
- 4 主たる事務所の所在地
上天草市大矢野町登立 14137 番地の 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は障害児・者及びその家族、高齢者に対して、障害の種別にとらわれず、障害を持った方々が共に生き、共に働ける社会の実現の為自立へ向けての職業訓練の場・就労の場を提供し、全ての障害者が社会の一員として共生できる豊かな地域社会の形成と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 967 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 12 月 6 日
- 2 名称
NPO 法人日本少年育成会・健老会
- 3 代表者の氏名
井手 栄治
- 4 主たる事務所の所在地
菊池郡合志町大字幾久富 1758 番地 198
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の少年・少女に対して柔道・レスリングの底辺拡大に関する事業を行い、スポーツ発展に寄与することを目的とする。又介護を通じ青少年との交流、自立と日常生活の活性化を図り高齢者福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 968 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 12 月 7 日
- 2 名称
NPO 法人うきうき会
- 3 代表者の氏名
木下 茂雄
- 4 主たる事務所の所在地
下益城郡富合町平原 391 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、患者の福利厚生及び療養の向上に寄与するとともに患者、病院、家族及び地域が一体となって精神障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

熊本県公告第 969 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 12 月 9 日
- 2 名称
特定非営利活動法人スマイル
- 3 代表者の氏名
硯川 忠
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市戸島二丁目 6 番 22 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は熊本県下の高齢者、障害者と、その家族の日常生活の向上と支援、交通手段の確保等の促進に関する事業を行い、市民活動の福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第970号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年12月9日
- 2 名称
NPO 法人リバティーヒル
- 3 代表者の氏名
村田 秀博
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市長嶺西一丁目6番88号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して、介護保険及び介護予防に関する事業、医療及び介護保険制度の周知を図る事業を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第971号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年12月13日
- 2 名称
特定非営利活動法人いきがい工房
- 3 代表者の氏名
嶋村 幸徳
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市画図町大字所島725番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本市の高齢者及び地域住民に対して、保健・福祉・医療の増進、社会教育、環境の保全、経済活動の活性化等による、まちづくりの推進を図り、地域住民が安全かつ安心して、生き生きとして暮らせる、福祉の充実した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

熊本県公告第972号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3029番9及び同3029番20
2891.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市高平二丁目14番53号
株式会社川崎ハウジング

熊本県公告第973号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字下陣字小路442番
503.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市尾ノ上二丁目2番25号
下田 卓男

熊本県公告第974号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市武蔵ヶ丘五丁目10番23号
- 2 築造者の氏名 高岡セイ子
- 3 道路の位置 玉名市中字徳丸1521番3、同1522番4及び同1534番5
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 22.32メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月7日
- 7 指定番号 玉名景建第51号

熊本県公告第975号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室584番地2
- 2 築造者の氏名 木原桂一
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字東迫尻615番5、同616番4及び同616番5
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 73.90メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月9日
- 7 指定番号 菊池景建第55号

熊本県公告第976号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市上林町1231番地
- 2 築造者の氏名 立山勝徳
- 3 道路の位置 人吉市上林町字幸才1230番2及び同1231番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 21.60メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月12日
- 7 指定番号 球磨企調第23号

熊本県公告第977号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字宮地1366番地1
- 2 築造者の氏名 甲斐明光
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字宮地字溝口1369番3、同1369番5、同1369番7、同1369番10及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.25メートルまで
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月14日
- 7 指定番号 宇城景建第42号

熊本県公告第978号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 阿蘇市内牧192番地
- 2 築造者の氏名 田中和行
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字北新井手1015番18
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 51.65メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月14日
- 7 指定番号 阿蘇企調第8号

熊本県公告第979号

菊池市泗水町土地改良区理事長松岡一俊から平成17年11月28日付けで申請の定款変更については、平成17年12月21日付けで認可した。

平成17年12月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼**熊本県公営企業管理規程第15号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月28日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第90条の2の次に次の1条を加える。

（随意契約の手続）

第90条の3 令第21条の14第1項第3号に規定する管理規程で定める手続は、次のとおりとする。

（1）契約担当者は、あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。

（2）契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。

（3）契約担当者は、契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

2 前項の規定による公表の方法は、別に定める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 企業局又は（何）附帯事業 支払利息 企業債利息の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の流動資産の表中「東京三菱銀行熊本支店」を「三菱東京UFJ銀行熊本支店」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の資本金の表の資本金 借入資本金 企業局 企業債 公募債の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 工業用水道 支払利息 企業債利息の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企業債 工業用水道 公募債の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 有料駐車場 支払利息 企業債利息の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の流動資産の表の現金預金 預金 企業局 普通預金の項中「東京三菱銀行熊本支店」を「三菱東京UFJ銀行熊本支店」に改める。

別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企業債 有料駐車場 公募債の項中「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

熊本県企業局告示第3号

昭和39年4月1日電気局告示第1号（熊本県企業局出納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月28日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

「株式会社 東京三菱銀行」を「株式会社 三菱東京UFJ銀行」に改める。